

平成28年度  
包括外部監査結果報告書

豊中市病院事業の財務事務の執行等について  
【概要版】

豊中市包括外部監査人  
公認会計士 堀 重樹



## 第 1. 包括外部監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査である。

### 2. 選定した特定の事件(テーマ)

#### (1) 包括外部監査対象

豊中市病院事業の財務事務の執行等について

#### (2) 包括外部監査対象部局

市立豊中病院及び病院事業に関連する部局

#### (3) 包括外部監査対象期間

平成 27 年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

ただし、必要に応じて過年度及び平成 28 年度の一部についても監査対象とした。

### 3. 事件(テーマ)を選定した理由

豊中市病院事業は、豊中市が設置した市立豊中病院の運営に係る事業であり、従来は、地方公営企業法の財務規定のみの適用であったが、平成 23 年 4 月 1 日より、地方公営企業法の全部を適用している。これは企業体としてより自立性を確保し、機動的で柔軟な組織運営を図るために、運営形態を移行したものである。

平成 24 年 8 月に策定した「市立豊中病院運営計画」によれば、市立豊中病院は、豊中市が属する豊能二次医療圏において、下記の内容を基本目標に掲げ、地域に貢献する中核病院としての責務を果たすことをその組織の使命としている。

～地域に開かれた、  
急性期中核病院として、  
高度で良質な医療を提供します～

財務面では、豊中市病院事業の資産(ストック)は、平成 26 年度末で、282 億円あり、予算執行額(フロー)は、収入が 204 億円(収益的収入 182 億円及び資本的収入 22 億円)、支出が 218 億円(収益的支出 181 億円及び資本的支出 37 億円)である。なお、収益的収入には一般会計からの繰入金(15 億円)が含まれて

いる。市立豊中病院の経営状況の如何によっては、豊中市財政に相当程度の影響を与える。

また、市立豊中病院の運営計画である「市立豊中病院運営計画」は、平成29年度に計画期間が終了する予定であり、平成29年度中に次期の運営計画の策定が求められる。また、次期計画は、平成27年3月に総務省から公表された「新公立病院改革ガイドライン（総務省）」及び平成28年3月に策定された「大阪府地域医療構想」の内容を踏まえることが求められている。

本年度は、平成23年4月に地方公営企業法全部適用に移行してから5年経過し、さらに、次期の運営計画策定の1年前であり、市立病院の現状を経済性、効率性の観点及び当病院が求められている機能を果たしているかという有効性の観点から、監査を行うことは意義があると判断し、「豊中市病院事業の財務の執行等について」をテーマとして選定した。

#### 4. 包括外部監査の実施期間

自 平成28年6月28日 至 平成29年2月16日

#### 5. 監査の要点

- ① 病院事業が市立豊中病院運営計画に沿って実施されているか。また、実施状況のモニタリング方法は適切か。
- ② 病院事業の個別業務について適切に管理が実施されているか。
- ③ 医療機器の投資については、その稼働見込みや採算性を、また委託業務については、契約方法等が適切に行われているか。
- ④ 医業収入等の調定、徴収の管理は適切に実施されているか。
- ⑤ 資産の管理は、適切に実施されているか。
- ⑥ 病院情報システムのセキュリティ管理が実施されているか。

#### 6. 主な監査手続

- ① 関係法令、条例、規則等の根拠規定の確認
- ② 関連資料の閲覧
- ③ 担当者への状況聴取
- ④ 質問書の回答入手及び内容分析
- ⑤ 管理台帳の閲覧、必要に応じて関連資料と照合
- ⑥ 医薬品、診療材料の実地たな卸の立会
- ⑦ 固定資産の現物実査

## 7. 包括外部監査人を補助した者

公認会計士	大西	正祐
公認会計士	正司	泰久
公認会計士	和田	宏之
公認会計士	森谷	祥
公認会計士試験合格者	巽	英昭

## 8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2. 個別の監査の結果及び意見の要約

### 1. 市立豊中病院に係る事業管理（P⇒D⇒C⇒A）

#### （1）市立豊中病院の事業管理の仕組み

意見1	損益管理について	56 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;</p> <p>月次の損益面の進捗管理として、年間減価償却費、年度末の勤勉手当や未収の医業収益等を勘案した暫定的な経常損益及び純損益が、病院内にはフィードバックされていない。一方、純損益年間見通しを踏まえ、三役（事業管理者、総長、病院院長）による各診療科へのヒアリング実施など収益向上に向けた取り組みを行っている。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>月次で損益管理を徹底することによる進捗管理が望まれる。</p>		

意見2	マネジメントサイクルの充実に向けて	57 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;</p> <p>市立豊中病院の事業管理のためのマネジメントサイクルのチェック機能について、病院運営審議会は「病院運営審議会規則」に基づいて運営されるが、その役割は市長の諮問により定められており、今のところチェック機能まで求められていない。ただ、実際の審議会では、病院から実施状況について説明され、その質疑応答が行われている。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>市立豊中病院のマネジメントサイクルをより充実するために、審議会において、病院の実施状況の説明に加えて、運営計画・実施計画に対する達成状況についても病院で自己評価を行い、審議会においての質疑を通して、自己評価の客観性を担保することが求められる。最終的には、病院事業が運営計画・実施計画に照らして、計画どおりの成果であるかどうかの評価を行うことが期待される。</p>		

#### （2）医療機器に関する購入・実施に伴う評価

意見3	購入に係る予算要求の意思決定について	58 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;</p> <p>平成28年度購入の医療機器ダビンチ（予算402百万円）に関し、平成26年度春の三役（事業管理者、総長、病院院長）ヒアリングから、泌尿器科との間で協議が始まっており、診療報酬の保険適用範囲可能性、宣伝効果、他病院の導入の動向などの定性的な分析や採算をとるために必要な症例数などの採算面での検討も併せて実施されていたとのことであるが、当該資料が残されていない。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>高額な医療機器の導入に当たっては、導入に伴う定性的なメリットのみならず、定量的にどの程度で採算割れになるのかを含めて、その後の目標管理の基礎情報として活用するためにも、導入時の意思決定の過程の資料を残すべきである。</p>		

意見 4	高額医療機器の稼働状況の把握	58 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;          病院では、調達した医療機器の稼働状況を把握していない。</p> <p>&lt;意見&gt;          稼働管理すべき医療機器を特定し、稼働目標を設定してその目標に対する実績を把握することにより、調達した医療機器が当初予定どおりに稼働しているかどうかを把握すべきである。</p>		

## 2. 一般会計繰入金

意見 5	一般会計繰入金を考慮した財務諸表の利用	61 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;          一般会計繰入金は、総務省からの通達文書や一般会計と病院事業会計との取り決めた適用基準に基づいて算出される。特別交付税措置がされる一部の項目（感染症医療に要する経費、周産期医療に要する経費、小児医療に要する経費）は、予算要求時に確定している決算額（2年前の決算額）をもとに算出し予算要求を行っている。実際繰入額については、特別交付税の影響もあるため、当年度の決算から算出した額とかい離が生じてしまう。</p> <p>&lt;意見&gt;          財務諸表を利用する際には、これらの関係性を考慮しなければ病院事業の経営成績について誤った理解をする可能性があるため、留意が必要である。</p>		

## 3. 施設基準（7対1看護基準）

意見 6	病院経営と職員数の関係	66 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;          病院の診療報酬制度は資格や実績を持つ人員を確保することにより、算定可能となる施設基準、加算等がある。入院基本料も基準以上の人員数が必要条件となっている。そのため、患者数が増加するならば、人員数を増加させなければ基準を下回るため収益が減少することとなる。もし患者数が減少するならばそれに合わせて人員数を減少させないと人件費が高止まりし赤字要因となってしまう。</p> <p>&lt;意見&gt;          各職種別の人員数については病院の損益に大きな影響を及ぼすため病院の機能や潜在患者の状況を踏まえて決定する必要がある。</p>		

意見 7	人員配置についての事業計画への反映について	66 ページ
<p>＜現状及び課題＞</p> <p>病院事業は事業環境に応じて適時かつ適切に人員配置を行うことにより、急性期病院の機能維持を行うとともに経営の改善を図ることも可能となる。</p> <p>＜意見＞</p> <p>事業管理者の責任のもと、できるだけ病院の内部・外部の環境に合わせて決定することが望まれる。特に病院収益に影響を及ぼす診療報酬改定、今後の医療提供体制に影響を及ぼす地域医療構想等の医療制度の改正の動向を的確に見極めることが求められる。これらを踏まえ、どのような分野の患者数がどの程度見込めるのかを推計し適切に事業計画に反映すべきである。また、経営環境の変化等により見込変更が生じた場合には、適時に事業計画を修正し反映することが必要となる。現在、「市立豊中病院運営計画」が策定されているが、この実施状況について適切に把握し、人員の配置についても事業計画に適時に反映できるようにすべきである。</p>		

#### 4. 病院事業の個別論点

##### (1) 診療報酬

意見 8	督促記録の未記載	69 ページ
<p>＜現状及び課題＞</p> <p>平成 26 年度以降は督促記録が医事会計システムに記載され、平成 25 年度以前の督促記録は手書きで記録されていたが、平成 20 年 9 月発生 of 未収金 448,560 円については督促記録がなかった。これは、過去に保険種別の変更があったが、それに伴う手続が過去に行われたか形跡がなく、滞留する結果となっているものである。</p> <p>＜意見＞</p> <p>状況が明らかでない延滞債権の有無を確認し、再発防止策を検討する必要がある。</p>		

結果 1	滞留債権についての誓約書の入手	70 ページ
<p>＜現状及び課題＞</p> <p>平成 26 年度以降はマニュアルとシステムが整備され管理が行われている。しかし、26 年度以前から滞留となっている未収金について、支払に関する誓約書を入手しているか確認したところ、1 件しか誓約書を確認できていなかった。</p> <p>＜結果＞</p> <p>医業未収金業務マニュアルにおいては、患者負担分について未収金が発生する場合には、必ず誓約書の提出を患者に依頼することとなっているため、マニュアル策定後と同様に過去からの滞留債権についても誓約書を入手する必要がある。</p>		



意見 9	連帯保証人への督促の実施	70 ページ
<p>＜現状及び課題＞</p> <p>患者には入院時に連帯保証人を申告してもらうようにしているが、患者自身の自己申告で連帯保証人を決めることができ、適切な保証人が申告されるかどうかは把握できていない。</p> <p>＜意見＞</p> <p>現状では連帯保証人への請求は少ない状況となっているが、基準を定めて取り組んで行くことが望まれる。</p>		

意見 10	不納欠損処理の根拠となる弁護士の報告と内容把握の徹底	70 ページ
<p>＜現状及び課題＞</p> <p>回収に関する弁護士との委託の契約において、患者ごとの督促状況を毎月報告することとなっているが、平成 27 年度においては、1 月・2 月・3 月の 3 回報告を受けているのみであり、他の月は報告がなかった。</p> <p>＜意見＞</p> <p>督促状況について契約どおりに毎月報告書入手し、督促業務のモニタリングを行うことにより未収金の状況把握を行うことが必要である。</p>		

結果 2	多額の保険請求と入金との差額の発生について	75 ページ
<p>＜現状及び課題＞</p> <p>診療報酬請求について、保険請求されている請求額と入金額に多額の差額が生じている事実の把握はされているものの、現状は原因分析が行われておらず、対応策を講じていない状況となっている。</p> <p>＜結果＞</p> <p>速やかに原因分析を行い、必要な措置を講ずるべきである。</p> <p>多くの病院では、請求金額のデータは医事会計システムにおいて計算される仕組みがあり、医事会計システムの更新時に仕様に含めれば安価で追加される可能性が高い。また現在使用している医事会計システムにもこの機能を追加できないかの検討を行うことが望まれる。</p>		

## (2) 医薬品、診療材料の購買・払出・在庫管理

<b>意見 11</b>	<b>契約手続のシステム使用について</b>	78 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;</p> <p>市立豊中病院では、消耗品等の購買管理について、発注から納品検収まで、システム外で各担当者が管理し、債務計上に至って初めて財務会計システムに入力を行っている。これでは事前に決裁を得るといった管理をシステムベースで実施できず事後決裁となってしまう可能性や、また担当者の管理に依拠しているため、処理漏れとなる可能性も生じてしまう。また、システムによる納品日の管理等も現状では実施できない。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>豊中市においては契約手続をシステム化し統一的に実施していることから、市立豊中病院においてもシステムを利用した契約手続を実施することが望ましい。</p>		

<b>結果 3</b>	<b>診療材料の購買・在庫管理</b>	79 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;</p> <p>診療材料の受入・払出（現物管理）も、物流システム（Mキューブシステム）の受入・払出入力及び在庫数量の補正入力（記録の管理）の委託業者（SPD）業者で完結しており、購買・在庫管理業務に関して内部牽制が働かない仕組みとなっている。</p> <p>&lt;結果&gt;</p> <p>内部牽制が働く仕組みを構築することが必要である。</p>		

<b>結果 4</b>	<b>実地たな卸及び立会の網羅的な実施について</b>	80 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;</p> <p>実地たな卸計画に、薬剤部内の一部（注射室、調剤室、薬剤室）が漏れており、対象部署が網羅されていない。また、たな卸の結果報告も、不明差異のあった部署のみされており、全ての部署のたな卸残高の報告は行われていない。</p> <p>&lt;結果&gt;</p> <p>病院における全てのたな卸資産について、事前にたな卸計画を全部署策定のうへ、実地たな卸及び立会を実施すべきである。</p> <p>また、たな卸報告は全部署がたな卸結果を報告すべきであり、その際はたな卸資産を網羅した集計表とたな卸原票も添付して稟議決裁されるべきである</p>		

結果 5	実地たな卸要領の作成	81 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;  たな卸手続について、各部署におけるそれぞれの要領（市立豊中病院たな卸実施要領（診療材料）、薬品管理室における棚卸の手順、棚卸マニュアル（調剤室）、棚卸マニュアル（製剤室）、注射棚卸マニュアル）で、不整合がある。</p> <p>&lt;結果&gt;  医薬品と診療材料で統一した実地たな卸要領を作成し、さらに詳細な部分は各部署においてマニュアルを作成するなど、体系も含めてたな卸要領を整理する必要がある</p>		

意見 12	実地たな卸除外薬品のたな卸	82 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;  医薬品のバラ錠及び秤量散薬は正確に数量が測定できないことを理由にたな卸除外とされ、医薬品として計上されていない。</p> <p>&lt;意見&gt;  バラ錠や秤量散薬のたな卸方法として、カセットや瓶の重量を含めた重量を図り、空のカセットや瓶の重量を差し引くことで薬品の重量を把握し、あらかじめ把握した医薬品の比重を用いてたな卸数量を求めている他病院の事例もある。網羅的に期末在庫を把握するため、何らかの方法でたな卸対象とすることが望まれる。</p>		

意見 13	たな卸資産減耗の報告様式について	82 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;  実地たな卸報告のたな卸差異の原因調査結果の記載方法について、不明瞭な記載となっていた。</p> <p>&lt;意見&gt;  差異総額及び不明差異の総額を実地たな卸報告に部署別に明記するとともに、また個々のたな卸資産ごとの原因分析においても、原因分析できたものと不明差異とを明記すべきである。</p>		

意見 14	医薬品のたな卸資産減耗費金額の適切な表示	83 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;  年度末に財務諸表に表示されるたな卸資産減耗費は、3月の実地たな卸に際して、2月にたな卸してからの減耗分1か月分の金額でしかない。</p> <p>&lt;意見&gt;  年間の医薬品たな卸資産減耗費を適切に把握するために、毎月の当該数値を集計する必要がある。</p>		

<b>意見 15</b>	<b>定数配置分の在庫計上について</b>	83 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;  医薬品及び診療材料は、定数配置分（一定量の現場に備置分）は、システムで残高を把握していないことから、在庫の集計除外としている。</p> <p>&lt;意見&gt;  本来の期末の在庫の把握といった観点から、これらも在庫計上すべきである。</p>		

<b>意見 16</b>	<b>実地たな卸の担当部署の責任について</b>	84 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;  実地たな卸の責任部署は総務企画課経理係にあるが、医薬品の所管は薬剤部、診療材料の所管は施設用度課用度係であること等から、責任の所在が不明確になっている。</p> <p>&lt;意見&gt;  今後は総務企画課経理係がリーダーシップを持ち、実地たな卸の要領や計画策定等にも主体的にかかわっていくことが望まれる。</p>		

### (3) 固定資産管理

<b>結果 6</b>	<b>固定資産の現物確認について</b>	86 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;  市立豊中病院では、固定資産の現物確認を実施できておらず、また固定資産シールの貼付も確認できなかったことから、現物管理が不十分である。</p> <p>&lt;結果&gt;  固定資産シールは現物確認のためだけではなく、豊中市の資産であることを明示し盗取を防止する意味もあることから必要であり、また現物管理上の要請から現物確認も必要である。</p>		

<b>結果 7</b>	<b>固定資産の取得単位について</b>	89 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;  市立豊中病院では、固定資産の計上にあたり、契約・支払の単位で固定資産を計上しているが、固定資産台帳の記載単位は本来、個々の資産の管理可能性や、機能、勘定科目を考慮して区分計上することが必要になる。</p> <p>&lt;結果&gt;  固定資産台帳の登載に当たっては、仕様書・内訳明細等を確認し、必要に応じて現物を確認した上で、個々に区分計上すべきである。</p>		

意見 17	固定資産の一部除却について	90 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;</p> <p>固定資産の一部除却を実施した場合、一部除却金額の見積算定が困難であったため、新規取得固定資産と一部除却部分の価値が同額であると仮定して除却処理を行い、この仮定を検証するための根拠が残されていなかった。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>本来は除却金額の算定は、十分な根拠に基づいて行うべきである。例えば当初の工事の内訳明細等から除却部分を見積算定して除却を行う、若しくは、新たに設備全体を取得した場合の金額と更新部分の金額を見積もり、その比率で除却処理を行う方法が考えられる。</p>		

#### (4) 人件費管理

意見 18	一部手当の承認資料	92 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;</p> <p>職員に対する一部手当の支給のため、各部署が各人ごとに取りまとめた一部手当の根拠資料を部門長が確認及び承認した上で、総務企画課へ提出することとなっている。しかし、当該提出書類を閲覧した結果、その承認証跡がない部署が見られ、責任の所在が不明確となっている。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>責任の所在を明確にするために、承認証跡を残すルールを定めることが望ましい。</p>		

意見 19	人事給与システムの仕組みについて	92 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;</p> <p>現状の人事給与システムでは、一部手当に関しては各人がシステム登録し上司が承認する仕組みになっていないため、前述のとおり根拠資料が紙面で作成され、その内容に基づいて総務企画課が一括して入力する運用となっている。</p> <p>また、人事給与システムに登録された勤怠及び諸手当のデータを豊中市総務部へ提出することによって連携しているが、ハイリスク分娩手当など人事給与システム上で登録管理できない情報があるため、システムから出力されたデータを総務企画課が手作業により修正する運用となっている。</p> <p>人事給与システムのデータを豊中市総務部へ連携する際に手作業による修正が介入すると、承認内容と整合しない誤った人事データを作成するリスクが残存することや事務負担が増加し業務の効率性が阻害されるものとなる。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>チェック体制の見直しや次回システム更改時等において総務企画課の手作業が介入しないようなシステム設計が行われることが望ましい。</p>		

## (5) 委託料

意見 20	委託先の業務実施状況のモニタリングの明確化	96 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt; 市立豊中病院警備・防災業務の委託契約書において、委託者が、業務実施状況をモニタリングするための権限が明確に定められていない。</p> <p>&lt;意見&gt; 委託管理の実効性を担保するためにも明記すべきである。</p>		

意見 21	予定価格及び契約金額の予算金額超過	96 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt; 市立豊中病院警備・防災業務の委託契約は、平成 26 年度予算（64,820,000 円消費税込み）を根拠に長期継続契約を行ったとのことであるが、予定価格（72,806,040 円消費税等込み）及び契約金額（70,191,360 円消費税等込み）は、当該平成 26 年度予算額を超えており、予算の根拠が一部ないところでの契約手続となっている。</p> <p>&lt;意見&gt; 予算管理の観点から、予定価格の設定及び契約金額は予算金額の範囲内で行うべきである。</p>		

意見 22	総合評価一般競争入札の総合評価方法について	98 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt; 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日を契約期間とする市立豊中病院警備・防災業務の委託契約では、業者選定方法として総合評価一般競争入札を採用していた。選定の結果、契約した業者が、履行状況が好ましくなく最終的に契約解除となった。</p> <p>&lt;意見&gt; 総合評価一般競争入札の評価方法に関して、今回のような事例を踏まえ、評価点のウエイト付けについて検証する姿勢が望まれる。</p>		

意見 23	予定価格に対する契約金額の比率が 100%について	100 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt; 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日を契約期間とする市立豊中病院警備・防災業務の委託契約では、業者選定方法として総合評価一般競争入札を採用していたが、予定価格 年額 75,430,440 円（消費税等込み）、契約金額 年額 75,430,440 円（消費税等込み）であった。これは、入札参加表明 1 社に対して説明会において予定価格を事前公表したためである（豊中市は予定価格を事前公表する方針）。</p> <p>&lt;意見&gt; 契約金額の競争性の確保という点（経済性）から、柔軟に対処することが必要である。</p>		

<b>意見 24</b>	<b>業者選定方法について</b>	103 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt; 市立豊中病院院内保育所運營業務の委託契約では、指名競争入札により業者選定を行っていたが、2社指名のうち1社応札という結果であった。</p> <p>&lt;意見&gt; より競争性を確保した業者選定方法が望まれる。</p>		

<b>意見 25</b>	<b>委託先の立ち入り検査権限の明確化</b>	105 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt; 市立豊中病院患者食調理業務の委託契約書において、受託業者に求められている義務について、その遵守状況を確認し指導監督するための立ち入り検査などの権利が規定されていない。</p> <p>&lt;意見&gt; 委託先管理の実効性を担保するためにも明記すべきである</p>		

<b>意見 26</b>	<b>業者選定方法について</b>	105 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt; 市立豊中病院患者食調理業務の委託契約では、指名型プロポーザル方式で業者選定を行っていた。5社指名したが、1社応募という結果であった。</p> <p>&lt;意見&gt; 上記のような結果を踏まえて、指名型プロポーザルよりも公募型プロポーザルの採用を検討すべきである。</p>		

<b>結果 8</b>	<b>予定価格設定に当たっての手續について</b>	106 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt; 市立豊中病院患者食調理業務の委託について、平成 27 年度の補正予算（債務負担行為）の要求に際し、必要な経費を積算していた。当該積算は、予定価格としての機能を果たすという理解のもとに指名型プロポーザルの実務を進めていたが、予定価格調書を作成していなかった。</p> <p>&lt;結果&gt; 予定価格調書を作成すべきである。</p>		

<b>結果 9</b>	<b>長期間の随意契約について</b>	107 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt; 検体業務委託業務は、平成 20 年の見直しの結果選定された 3 者と継続して随意契約を締結している。随意契約の理由として病院内の臨床検査委員会の議論を踏まえている旨を挙げていた。しかし、当委員会の議事録では、5 年ごとの見直しを求めており、委員会の意向に沿ったものとは言い難く、伺い文書の内容に齟齬がある。</p> <p>&lt;結果&gt; 適切な対応が必要である。</p>		

<b>結果 10</b>	<b>委託業務の管理</b>	108 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;</p> <p>検体業務委託業務は、検体業務の報告内容はデータで納品され、そのまま電子カルテに取り込んでいる。しかし、検査料の支払いに当たっては、納品時の納品に係る内容と月に一度送付される請求明細の照合は実施していない</p> <p>&lt;結果&gt;</p> <p>支払内容を検証のうえ、支払を行うべきである。</p>		

<b>意見 27</b>	<b>委託先の立ち入り検査権限の明確化</b>	110 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;</p> <p>物流管理システム（SPD）業務委託において、受託者には委託仕様書において、各業務において様々な遵守すべき義務を定めているが、契約書及び仕様書には、その遵守状況を確認し、指導監督するための立ち入り検査などの権利が規定されていない。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>委託先管理の実効性を担保するためにも明記すべきである。</p>		

<b>意見 28</b>	<b>業者選定方法について</b>	111 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;</p> <p>物流管理システム（SPD）業務委託では、指名競争入札により7社指名したが、1社応札という結果であった。入札は3回執したが、不調に終わったことから、見積書を徴して予定価格以下であったため契約締結に至っている。仕様書には、一般的なSPD契約業務に加え、中央滅菌室での消毒・洗浄・乾燥業務及び内視鏡洗浄及びリネンセンターの運営管理業務も含まれていた。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>1社のみ応札という事実を重く受け止め、次の契約更新時には、複数の業者が参入し競争性が働くように、仕様書を検討することが求められる。また、指名型ではなく一般競争入札の採用などを検討する必要がある。</p>		



結果 11	募集要項の業務履行期間について	119 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日を契約期間とする市立豊中病院医事業務委託契約は随意契約により締結している。</p> <p>その業者選定の随意契約理由は、医事業務業者選定委員会により実施した平成 24 年 6 月 13 日に募集説明を行った指名プロポーザル方式による選定結果に基づいていることを挙げている。しかし、当募集要項では、業務履行期間が平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日の 6 か月となっており、平成 25 年 4 月から平成 29 年 9 月 30 日までの 4 年 6 か月の契約期間とは全く異なるものであった。この点について病院側からの説明では、業務の説明会で「業務状況が良好であれば、引続き随意契約締結する旨を口頭で説明している」とのことであった。</p> <p>&lt;結果&gt;</p> <p>業務履行期間は、委託契約にとって重要な項目であり、かような重要事項が口頭説明というのは透明性に欠けるものである。さらに、本件では指名 5 社のうち 4 社が辞退をしており、辞退の理由は各社により様々であろうが、業者側からすると本業務を実施するには診療報酬に係る一定の教育訓練が求められ、窓口業務なども含め一定人数の体制を準備しなければならないため、業務履行期間については明確に文書により明示する必要がある。</p>		

結果 12	募集要項の記載方法について	119 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;</p> <p>平成 24 年 6 月 13 日に説明会を行った市立豊中病院医事業務の募集要項の仕様書には、診療情報管理室業務が含まれているが、契約書では本業務が外され、別途、同業者と契約を締結している。これは病院側の事情により契約を分けて行ったものである。</p> <p>&lt;結果&gt;</p> <p>別に契約するのであれば、募集段階から別途、別契約を前提に募集要項に記述すべきである。</p>		

意見 29	募集期間の短さ	120 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;</p> <p>業務履行期間が平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日の市立豊中病院医事業務は、平成 24 年 6 月 13 日に募集の説明会を実施し、締め切りが平成 24 年 6 月 25 日で 13 日間である。業者側からするとこの期間で体制整備の方向性を決定することが求められており、新規参入業者にとって厳しいスケジュールと考えられる。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>参入機会の確保という視点から募集期間を十分にとる必要がある。</p>		

結果 13	市立豊中病院診療情報業務に係る業務委託契約書及び仕様書の不明確な記載	122 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt; 市立豊中病院診療情報業務の業務委託契約書及び仕様書の中で、文言に関して、引用条文に誤りがあり、不整合が生じている。</p> <p>&lt;結果&gt; 契約書及び仕様書に関して不整合が生じないようにする必要がある。</p>		

結果 14	募集要項の業務履行期間について	122 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt; 市立豊中病院医事業務委託の箇所（結果 11）で記述したように、医事業務業者選定委員会による平成 24 年 7 月 13 日選定に係る募集要項の業務履行期間は、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日である。しかし、それ以降の期間（平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日）も同一業者と随意契約しており、募集に係る業務履行期間と契約期間との間に齟齬がある。</p> <p>&lt;結果&gt; 募集要項で業務履行期間を文書により明示する必要がある。</p>		

結果 15	予定価格の未設定について	123 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt; 当市立豊中病院診療情報管理業務委託は、予算は承認されていたが予定価格は設定されていなかった。</p> <p>&lt;結果&gt; 予定価格の設定は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する随意契約（いわゆる少額随意契約の場合）に該当する場合を除いて必要である。</p>		

意見 30	募集方法（一般競争か指名競争か）について	124 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;</p> <p>建設工事契約では、一般競争か指名競争について実施要領が設けられている。しかし、業務委託契約では、このような要領は設けておらず、各所管課の判断に任されている。本報告書で取り上げた「市立豊中病院保育所運營業務委託（契約額（年間）42,768 千円）」、「市立豊中病院患者食調理業務委託（契約額（年間）157,666 千円）」、「物流システム（SPD）業務委託（契約額（年間）123,472 千円）及び「市立豊中病院医事業務委託（契約額（年間）356,203 千円）は指名により、募集を行っていた。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>発注方法に関して、業務委託は建設工事に比較して業務内容が画一的でなく、内容が多種多様であり、更に特殊性を有する案件もあることから、工事のように方針を定めることは難しいと思われるが、実施要領に抵触しないから容認されるという考えでなく、競争性の担保や民間業者の参入機会の確保の視点に立って、業者選定の方法を判断することが求められる</p>		

## （6）情報システム

意見 31	システム更新に伴う規程類の改訂	128 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;</p> <p>平成 26 年度に市立豊中病院総合情報通信システム（TOPICS）の更新を行い、規程類（要綱や内規など）の変更の必要性について検討を行っているものの、規程類の改訂にまでは至っていない。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>システム更新から一定年月が経過していることから、なるべく早期に規程類の見直しを行うことが望まれる。</p>		

意見 32	プログラム変更に関する規程の整備	129 ページ
<p>&lt;現状及び課題&gt;</p> <p>プログラム変更に関する手続について規程等による明文化がされていない。そのため、プログラム変更に関する手続が属人的となり適切に手続が実施されない可能性がある。また、人員の交代があった場合に適切に業務が引き継がれない可能性もある。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>プログラム変更に関する手続・方針を規程や手順書等により明確化することが望まれる。</p>		

意見 33	プログラム変更に関する確認証跡の保管	129 ページ
<p>＜現状及び課題＞</p> <p>プログラム変更の各段階における確認手続が実施されているが、外部委託先からの提出書類を保管しているものの、病院内の要員が確認した証跡が残されていない。そのため、プログラムの不具合等があった場合に、誰が、いつ、何を、どうやって確認したのかを事後的に調査することができず、責任の所在が不明確となっている。</p> <p>＜意見＞</p> <p>プログラム変更の各段階における確認手続において、確認した証跡を保管することが望まれる。</p>		

意見 34	サーバ室の入退室管理について	129 ページ
<p>＜現状及び課題＞</p> <p>執務時間後の夜間には、情報システム部門の執務室に人がいないことから、守衛室で鍵を借りればサーバ室に入室可能であり、サーバに USB メモリーを挿入することにより、データを外部持ち出しすることが可能な状況となっている。また、外部委託先の要員などにより、サーバ室に不正なアクセスが行われる可能性があるものの、特段のモニタリングも行われていない。</p> <p>＜意見＞</p> <p>情報セキュリティの安全性を確保する観点からも、サーバ室への入退室ログを定期的にモニタリングするなどの体制を構築することが望まれる。</p>		

## 5. 豊能医療圏における豊中市の役割

意見 35	豊中市の果たすべき役割	131 ページ
<p>＜現状及び課題＞</p> <p>大阪府地域医療構想では、豊中市が属している豊能医療圏では、平成 37 年には回復期の病床が 2700 不足、在宅医療等の医療需要についても 7,720 人分が不足すると推計している。</p> <p>＜意見＞</p> <p>構成自治体の中で人口の一番多い豊中市においては課題解決に向け、リーダーシップが期待される。</p>		

### 第3．総括意見の要約

本報告書の「第4．総括意見」から、「第2．個別の監査の結果及び意見の要約」に記載していない点について記載している。

#### 1．業務の効率化（情報システムの活用）

本監査を通じて、情報システムを有効活用することで、より業務を効率化できると思われる下記のような事例が見受けられた。

##### ① 医事会計システムの改修

診療報酬は、点数ベースで国保や支払基金に対して請求（レセプト請求）し、国保や支払基金が提出されたレセプトを精査した結果、入金される。入金額を検証するために、病院では、点数ベースの診療報酬を表計算ソフト（エクセル）の計算シートを利用して金額換算している。この計算シートは、非常に複雑に設計されており、検証するのが事実上不可能である。他の病院では、レセプト点数の金額換算は、医事会計システムにより行っている場合がある。医事会計システムを改修することにより、診療報酬の請求額に対する入金額との差額分析業務も効率化が図れると考えられる。

##### ② 人事給与システムの改修

給与の支払は人事給与システムに基づいて豊中市総務部により行われるが、病院特有のハイリスク分娩手当などは、人事給与システムでは登録管理できない情報であるため、事務局総務企画課において手作業により修正する運用となっている。人事給与システムの改修に当たっては、このような手作業が介入しない仕組みを採用することにより業務も効率化できると考えられる。

##### ③ 検体システムの改修

検体業務は外部の業者に依頼しているが、患者の検体情報は業者から提出されたデータ情報が電子カルテに入力されている。月次の支払時は、検体業者から請求書と患者単位の請求明細が送付される。この請求明細と検体情報納品時の納品データとを照合することにより、請求書の内容をチェックすることが必要であるが、実施していない。両者の照合作業について効率的にデータ照合ができるように検査システムの改修又は既存の院内情報システムの活用の検討が必要である。

## 2. これからの運営計画策定に当たっての課題

現在の市立豊中病院運営計画は、平成 29 年度をもって終了することになる。次期運営計画は、平成 29 年度中に策定が求められている。包括外部監査を通じて得られた課題として以下の点を挙げることができる。

### ① 市立豊中病院の機能の検討

市立豊中病院は、地域の中核病院として急性期病院の機能を担ってきている。その中で特に病床利用率については、平成 26 年度までは 95%程度の非常に高い水準で推移してきた。しかし、主に平均在院日数の短縮により入院延べ患者数が減少した結果、病床利用率は平成 27 年度においては 91.7%、平成 28 年度は年度の途中であるが、さらに低下している状況である。これは平均在院日数の短縮に取り組んだ影響もあるが（平成 26 年度：12.5 日、平成 27 年度：11.8 日、平成 28 年度：11.5 日（平成 28 年 12 月現在））、平成 27 年度新規入院患者は減少していないものの、平成 28 年度は微減しており、この最近の減少事由を分析し、恒常的なことなのか一時的なことなのかを見極めた上で、急性期病院として機能を維持するのかどうかを検討し、病床利用率については適正な平均在院日数との関係、緊急時や救急患者の受け入れなどセーフティネットの確保、医療安全面、経営面などの要素に加え、病院機能など多角的な観点から目標を設定し、人員戦略についてもその機能に応じた対策が課題として挙げられる。

### ② 1 人 1 日あたり入院診療報酬の金額が低い

400 床以上の自治体病院の 1 人 1 日あたり入院診療報酬の金額では、平成 26 年度の平均で 60 千円、黒字の病院の平均が 61 千円であるのに対して、市立豊中病院では、平成 26 年度は 55 千円、27 年度は 57 千円であり、相対的に低い水準である。種々の原因が考えられるが、大阪大学医学部附属病院や国立循環器病研究センターのような高度急性期患者を多く扱う病院が近隣にあることも要因と考えられる。このような環境下の中で、病院の役割をいかに効果的に発揮するかという点も課題として挙げられる。

以上